

平成 30 年 9 月 3 日 開会

平成 30 年 9 月 21 日 閉会

(定例第 3 回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第40号

平成30年第3回日吉津村議会定例会を次のとおり招集する

平成30年8月13日

日吉津村長 石 操

1 日 時 平成30年9月3日 午前9時

2 場 所 日吉津村議会議場

○開会日に応招した議員

河 中 博 子

松 本 二三子

加 藤 修

三 島 尋 子

江 田 加 代

橋 井 満 義

井 藤 稔

松 田 悦 郎

山 路 有

○応招しなかった議員

な し

第3回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

平成30年9月3日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成30年9月3日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第9号 平成29年度決算に係る健全化判断比率等について
- 日程第5 報告第10号 日吉津村地方創生総合戦略について
- 日程第6 報告第11号 行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究について
- 日程第7 報告第12号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第8 報告第13号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第9 報告第14号 広報広聴常任委員会の調査研究について
- 日程第10 議案第36号 日吉津福祉避難所非常用発電設備整備（防災機能強化）工事請負契約について
- 日程第11 議案第37号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第38号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）について
- 日程第13 議案第39号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第14 議案第40号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第15 議案第41号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第42号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第43号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第44号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

- 日程第19 議案第45号 平成29年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第46号 日吉津村教育委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第9号 平成29年度決算に係る健全化判断比率等について
- 日程第5 報告第10号 日吉津村地方創生総合戦略について
- 日程第6 報告第11号 行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究について
- 日程第7 報告第12号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第8 報告第13号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第9 報告第14号 広報広聴常任委員会の調査研究について
- 日程第10 議案第36号 日吉津福祉避難所非常用発電設備整備（防災機能強化）工事請負契約について
- 日程第11 議案第37号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第38号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）について
- 日程第13 議案第39号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第14 議案第40号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第15 議案第41号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第42号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第43号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第44号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第19 議案第45号 平成29年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 議案第46号 日吉津村教育委員会委員の選任について

出席議員（9名）

1番	河 中 博 子	3番	松 本 二三子
4番	加 藤 修	5番	三 島 尋 子
6番	江 田 加 代	7番	橋 井 満 義
8番	井 藤 稔	9番	松 田 悦 郎
10番	山 路 有		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 高 森 彰 書記 ————— 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	—————	石 操	総務課長	—————	高 田 直 人
住民課長	—————	清 水 香代子	福祉保健課長	—————	小 原 義 人
建設産業課長	—————	益 田 英 則	教育長	—————	井 田 博 之
教育課長	—————	松 尾 達 志	会計管理者	—————	深 田 珠 生
代表監査委員	—————	岡 嶋 利 行			

午前 9時00分 開会

○議長（山路 有君） 皆さんおはようございます。

開会に先立ち、本年7月に発生しました西日本豪雨において犠牲となられました230名の霊を悼

み黙祷したいと思います。ご起立下さい。

黙祷。

[全員起立黙祷]

○議長（山路 有君） ありがとうございます。お座り下さい。

今なお、たくさんの皆さんが避難生活を余儀なくされておられます。早く普段の生活に戻れることをお祈りするところでございます。

それでは平成30年9月第3回定例会1日目を開会します。ただ今の出席議員数は9名です。定足数に達していますので、平成30年第3回日吉津村議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、松田悦郎議員、1番、河中博子議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長から答申のあったとおり、9月3日本日から9月21日までの19日間とし、審議予定はお手元に配付のとおりとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月21日までの19日間、審議予定はお手元に配付のとおりと決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（山路 有君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第121条の規定により、村長並びに教育委員長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

陳情の付託報告、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので、報告をいたします。なお、陳情は会期中の付託といたします。

出納検査報告、お手元に配付のとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。

請願・陳情の処理経過及び結果の報告、6月定例会において採択となりました地方財政の充実・強化を求める陳情につきましては、6月22日付で提出者に審査結果の通知をいたしました。

意見書の処理報告、6月定例会において可決されました地方財政の充実・強化を求める意見書につきましては、6月23日付で各関係方面に提出いたしました。

行事報告、6月定例会から本日まで、お手元に配付のとおりであります。

次に、村長からの報告事項があれば、報告を願います。

はい、石村長。

○村長（石 操君） 平成30年第3回定例議会の開会にあたりまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、政権与党の自民党では相殺の任期満了にあたって、9月7日告示、9月20日選挙の日程で総裁選挙が予定されております。安倍総理の3選の可能性が高いと報道されておりますけれども、地元鳥取1区選出の石破茂衆議院議員が立候補を表明されており、6年前の総裁選挙では、地方の票で、お相手の安倍総理を上回る実績を残されており、今回も地方の強い石破、多くの派閥の指示を受ける安倍の構図になっているようですけれども、政権を担われる与党でありますので、自民党内の支持はもとより、総裁選挙に投票できない多くの国民の理解が得られる、両候補者の政策議論等が期待をされていると推察をいたしております。分けて、石破茂衆議院議員におかれましては、鳥取県選出の候補者としてご支持申し上げ、初の自民党総裁、結果として総理大臣の誕生を期待してやまない者であります。

さて、7月4日の新聞報道では、タイトルでは町づくりを複数自治体で、法整備へ人口保健対策連携を促すとして、政府は公共施設や病院、商業施設などを地方の大規模都市に集中させ、複数の自治体で構成する圏域単位の街づくりを促進するための法整備を行う方針であるというふうに報道されました。これは自主的に小規模自体の開発を制約するもので、自治体から異論が出る可能性も高いとされております。早ければ2019年の通常国会に特例法など、関連法案を提出する予定であるということでもあります。20万人以上の中核市などを中心に、近隣市町村が連携する連携中枢都市圏、言いかえて圏域ということのようでもありますけれども、圏域を主体に街づくり

を進めるよう法制化する考えであるというふうに報道されたところでもあります。具体的には圏域を地方交付税の交付対象として、規制緩和なども活用し、大都市では資金面でも法規制面でも、開発を進めやすくする。その反面、特に小規模自治体に対しては、交付税配分などを調整することで、独自の街づくりを事実上抑制する方向だと言われております。圏域はすでに全国で 28 あり、連携を希望する周辺自治体が協定を結ぶことで成立する。政府はこの圏域の数を大幅に増やすよう自治体に呼びかける方針だ。圏域から漏れた小規模自治体などに対しては、都道府県が行政サービスを代行するということでありまして、7月5日から政府の地方制度調査会でより具体的な制度設計について議論が始まるとされております。そこで平成の合併を住民投票で単独選択をしたわが村にとっては非常にショッキングな政府の有識者研究会の報告要旨であったというふうに思っております。この記事に関連して、全国町村会では機関紙の町村週報の 3046 号で東京大学元名誉教授の大森彌さんのコラムを掲載しておりますので、多少長くなることをご容赦いただいてご紹介をしたいと思います。コラムのタイトルは自民党財政再建に関する特命委員会報告と骨太の方針 2018 と題して、自民党政務調査会の財政再建に介する特命委員会、会長が岸田文雄政調会長でありますけれども、は、2018年5月24日報告を安倍総裁に提出をした。本年の2月以降、新たな財政健全化の目標計画に関する議論を行い、それをまとめたものである。

報告は 5 として、歳出改革の具体策の 3 地方財政の②で、広域連携等による地方財政の効率化の中で、次のように指摘をされております。人口減少を見据え、市町村間での行政サービスの広域連携を更に推進するとともに、既存の取組みで市町村合併が進まなかった地域に関して、更なる合併を推進する枠組みについても検討する。

この一文は見逃せないということで、大森先生は指摘をされております。もしこのとおり、骨太の方針に盛り込まれれば町村にとってことは一挙に重大化する。2018年6月15日に閣議決定された骨太の方針 2018 では、地方公共団体の実績に応じ、市町村合併の推進状況が地域ごとに異なることを踏まえ、現行の合併特例法が、平成 31 年度末に期限を向かえることへの対応を検討するとなっておりますということでもあります。

顧みますと、平成の大合併の跳躍台になったのは、2001年6月骨太の方針第1弾であった。そこには、一つが速やかな市町村の再編を、二つが規模等に応じた市町村の責任を、団体規模に応じて仕事や責任を変える仕組みを検討するであります。①は一つということではありますが、協力的な合併推進として、②は特例町村の構想、いわゆるかつて平成の合併で議論をはなやかなといひますか、非常に危惧を感じさせた西尾思案であります。として表出をされております。既存の取組みとは普通交付税の算定替え、合併特例債の創設などの促進策や、知事による合併協議会設

置の勧告などの、協力的な働きかけのことであろうと言われております。それでも合併が進めなかった地域に関して検討するという、更なる合併を推進する枠組みとはどんなものなのか、歳出会議の大義のもとでは更なる、アメの提示は無理であろうからムチを用意することになるのだろうか。合併が進まなかった東京などをターゲットにするのであろうか。それとも人口減少による小規模市町村の消滅可能性を強調して、合併強制の法的措置を考えるというのであろうか。当面、次期地方制度調査会で期限がくる合併特例法がどう扱われるかを注視したい。このように論じておられますので、文中にもありますように、平成の大合併で合併しなかった小規模町村の我々は政府や自民党の動きを見逃すことなく注視して、更に、従来の各自治体の自己完結型の行政サービスから、連携中枢都市圏に移行させるという方針の是非を議論したり、交付税依存度を下げたり、必要公共施設を整備したりするなど、今農地にやっておくべきことを検討することなども、重要になってまいったというふうに考えております。

次に、7月に、西日本を襲いました大雨災害の対応について申し上げます。7月6日金曜日午後2時頃鳥取地方気象台より、6日昼すぎから7日昼前にかけて鳥取県に、非常に激しい雨が降る見込みで、記録的な大雨になる恐れがあると発表がありました。その後、午後6時50分に、本村に大雨警報が発令がされましたので、午後7時に災害警戒本部を設置し、定時放送後、大雨警報に伴う臨時の防災無線を流しました。午後11時50分に、日野川の溝口水位観測所において、避難判断水位3.4メートルに達し、日野川氾濫警戒情報が発令されましたが、車尾水位観測所では氾濫注意水位2.6メートルを下回っており、避難準備等については、経過を見守っていたところであります。その後7月7日土曜日になりましたが、午後2時ごろ洪水警報も発令され、車尾水位観測所の推移も中止しながら、日野川や村内河川等を中心に、定期的に村内巡回を実施をしたところであります。午後6時30分には西伯郡内の南部町、伯耆町、日野郡内にも大雨特別警報が発令されましたけれども、午後10時に車尾水位観測所で2.6メートルを観測し、氾濫注意水位に到達したものの、その後水位は下がり、午後3次ごろには日野川氾濫注意情報も解除となり、警報から注意報に変わったため、災害警戒本部を解除したものであります。日野川河川敷で水辺の楽校が増水により、若干被害はあったものの村内の河川が氾濫することもなく、幸いにも他の公共施設や民家等に被害はございませんでした。先日の台風20号の際には自主避難所を開設する対応をさせていただいたところでもありますけれども、今後も日野川河川の水位の状況や、警報の発令状況等をふまえながら、早目に自主避難所の開設を行うなどタイムラインに沿って、情報発信等の対応を心掛けたいと考えております。

次にコミュニティ支援について申し上げます。6月定例会において、従来より行ってまいりま

したコミュニティの中心的存在でございます自治会が、主体的に活動できるような支援について近年では少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化などの影響を受け、地域を支える人材の高齢化とその後継者不足といった課題も生じ、住民と行政が互いに協力連携を図り、現状に即したコミュニティづくりが改めて必要と考え、地域と行政をつなぐパイプ役として各自治会の課題抽出、解決策、検討などを支援する取組みについて申し上げたところであります。進捗状況としましては、課長会による協議を重ね、外部講師による研修講演会ということで、きのうは島根県で地域づくりに活躍をしていらっしゃる篠原さんという方をお迎えをして、教育委員会、社協、要保護児童対策協議会と連携をして、後援会をしたところでありますけれども、たくさんの皆さんにお集まりをいただいたということで、お礼を申し上げる次第でありますけれども、その講演の内容としてはそれこそデータ分析によって、日吉津がどうあるのか、これからどういう方向に向かっていくのか、それを更には自治会ごとに細分化したデータでもって、人口の状況からその地域の現状や、これからのあり方等についてご示唆をいただいたところでありますので、これからのコミュニティづくりの推進に、大きな示唆をいただいた研修であったというふうに感じておるところでありますけれども、その講演会という研修会も一つ経て、今後も内部での協議を進めながら、研修講演会での内容を踏まえながら調整を行って、10月から全職員を各自治会に出向かせて支援できるような取組みを進めてまいりたいと考えております。

次に鳥取県西部循環線のバス路線について申し上げます。10月1日より、鳥取県西部地域公共交通活性化協議会の事業として、鳥取西部公共交通網形成が再編され、通院や買い物等利用をしやすいするため、鳥取西部循環線としてバス路線が新設されます。村内では富吉、荒神さん前、日吉津村役場前、上口一区、上口二区の4カ所、計7カ所にバス停が新設をされます。上口二区のバス停の設置については、消火栓があったり、横断歩道があったり、横道からの交差点があったりということで、非常に設置場所に苦勞をしたわけでありまして、概ね従来の位置に設置をするということになりましたので、そういう意味では10月1日に循環線が開通をしますけれども、伯耆大山からイオンに向かう線のバス停は、10月1日に間に合うということでありまして、イオンから伯耆大山に向かう線の上口二区のバス停については、これから警察なり、陸運局に協議ということですので、当面はそこでは住民の皆さんに不便を与えるということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。ということで基本的には、米子駅から出たバスが医療センターに入って、そして伯耆大山に入って、イオンに入って、それから労災病院に入って、そして皆生通りを通過して、高島屋前から米子駅前に到達するというのが一つの回りでありまして、逆方向では駅前から高島屋前、労災病院、イオン、そして日吉津のこの県道を通して、更

には伯耆大山に入って、伯耆大山から医療センター、そして米子駅という往復のルートが開設をされるということですので、我村にとっては非常に利用しやすいバス路線が形成をされるということになったというふうに理解をしております。重ねてでありますけれども、上口二区のバス停は10月1日に間に合わないということですので、設置の方向は一応できましたけれども、陸運局の許可が取れないということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、健康寿命の延伸について申し上げます。国では日本最高戦略等を踏まえ、2025年に向けて国民の健康寿命が延伸する社会の構築を目指しており、本村でも国保のレセプト、健康情報等のデータを活用し、効果的な保険事業の展開に向けて策定したデータヘルス計画に基づきまして健康寿命を男女とも70歳をめざし、住民の生活習慣改善や健康意識の向上へつながる保険事業を展開しているところであります。特に2年目の取組みとなります健康ポイント事業は、対象事業を拡大するなど村民の皆さまがより身近に感じ、気軽に取り組んでいただけるような改善を図っているところであります。また、今年度は新たに働き盛り世代が健康づくりに取り組む契機としていただけるよう、IOTを活用した健康づくりプラスワンチャレンジを県との共済事業で実施をいたしております。昨年作成しましたご当地体操は、日吉津のうたといっしょに収録したDVDの全戸配布を今後予定しており、日常生活の中で気軽に実践していただけるよう普及に努めてまいります。まちの保健室も引き続き実施します。今後、各自治会に出向き、健康的な生活習慣が実践できれば、心や体の気になることを、気軽に相談できる場を設けてまいりますので、ぜひとも皆様のご参加をお願いします。

次に、保育所の建替えに向けた取組み状況について報告を申し上げます。保育所等の建替えについては、村民検討委員会や職員プロジェクトを立ち上げ議論を始めたところであり、昨年3月に策定しました日吉津村公共施設等総合管理計画に基づいて、児童館、子育て支援センターとの複合的な建築も視野に入れながら、具体的な検討を進めてまいります。

次に、国民健康保険事業についてであります。平成30年度からの制度改正により、運営主体が市町村から都道府県に移管され、鳥取県が財政運営の責任主体となり、公立的な事業の確保や運営の中心的な役割を担っていただいております。制度改正に伴う国の財政支援等によって、平成30年度の本村の保険税率は据え置きとさせていただいたところであり、先日出されました来年度に向けた国の方針では、財政支援の総額は引きつがれるものの、激変緩和への暫定、段階的に減少させる方向が示されております予定の考え方であり、更に本村は、県内市町村中において、医療費、所得ともに高い水準であることから、保険税率の上昇は避けられないことも予測されますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に農地の圃場整備について申し上げます。現在の本村の農地は、平均面積が 10 アール未満の狭小区画であり、水路は用排水路兼用のものが大部分であるなど、現代の担い手農家が営農する圃場の条件が整っていない状況であります。農家の高齢化が進んでおり、今後、農地を耕作できなくなる農家が数多く出てくることを見込まれる中で、新たな担い手農家の獲得や、現在、村内で営農されている担い手農家の皆さまの営農拡大のために、圃場整備の推進は重要な条件であると考えております。農業基盤整備事業につきましては、平成 29 年の土地改良法の改正によりまして、一定の要件に適合すれば農家の負担のない事業実施が可能となりました。本事業を活用して担い手の作業を効率的に行えるよう、農地の集積、区画拡大、農道水路の整備を推進してまいります。今後は、集落別の懇談会を行い、改めて村内の農地の経営状況や、遊休農地の状況を皆さまに説明をしながら、圃場整備の方法やエリア等の協議をさせていただく場を設け、皆さまのご理解をいただきながら、村内農地が有効活用されるよう圃場整備事業の実施にまい進してまいります。

次に、教育関係についてご報告を申し上げます。日吉津村の商業ソング日吉津のうたの商業ビデオの制作も順調にすすんでいます。8月16日の盆踊り、花火大会は雨天のため、小学校グラウンドでの盆踊りが中止となりましたので、大抽選会場のヴィンステホールでライブの歌とダンスのお披露目をいたしました。発表に際しましては、児童館の小学生が踊り手として参加し、たいへん積極的な踊りで会場を盛り上げていました。

次に、平成 26 年から実施をしています人材育成交流事業沖縄県読谷村との交流については、本年も無事実施をいたしました。沖縄戦で、80 人以上の自決者を出したチビチリガマが、昨年 9 月に地元の若者たちにより荒らされた事件がございました。村の交流事業でも訪問し、慰霊をした経過があり、心を痛めておりました。今年は初日に訪問し、慰霊と平和祈願の千羽鶴を奉納するとともに、平和を願う村民の思いを児童の言葉で伝えてまいりました。平成 31 年 1 月から 2 月には、読谷村から日吉津村への訪問も計画されましたのでご報告をいたします。また、3 月に行います中学校 1、2 年生を対象としたオーストラリア語学研修に 9 人の応募がございました。これから 9 月中に、6 人の参加者を、選定をさせていただきます。事前学習を重ね、3 月末には訪問し、次代の日吉津村を担う世代の、国際感覚の育成をはかる予定にしておるところであります。

次に、語学指導等を行う外国青年招致事業、通称ジェットプログラムを活用した外国語指導助手 ALT としてイギリスよりジェイミータイラーリトル先生が 8 月 5 日に来日しました。東京での研修を終え、8 日には日吉津村に着任し、2 学期に向けて日吉津小学校の教職員と、打合せ等

を進めているところであります。ジェイミー先生は 22 日に、夏休み日吉津っ子クラブで英語教室を開催し、子どもたちとすでに交流をしたところであります。今後は日吉津保育所や、ヴィレステひえづでの活動も予定をいたしております。

蚊屋島神社の国登録有形文化財登録について報告いたします。7月20日に開催されました国の文化審議会において、国登録有形文化財の新規登録に関わる答申がなされました。この結果、蚊屋島神社本殿など8件の建造物が10月の漢方酷似をへて、正式に国登録有形文化財に登録されます。日吉津村では、国県指定を含め、初めての国登録文化財になります。この文化財登録制度は、都市開発などによって評価を受ける間もなく、消滅の危機にさらされている近代等の文化財を、後世に継承していくために作られた制度であります。保存と活用の措置を特に必要とするものを、国の文化財登録原簿に登録し、届制と指導助言等を基本とする緩やかな保護制度であります。これは神社の厳かな空間を保ちながら、郷土の歴史の学びの場としても活用していきたい蚊屋島神社にあった文化財保護制度であると考え、所有者である宗教法人蚊屋島神社をはじめ、関係者と協同して進めてまいったところであります。答申の中で、蚊屋島神社は地域の守り神を祀る豊かな地方的特色を持つ点が評価されています。明治元年1868年に建てられた本殿が、造りの規模や構造に加えて装飾の豊かさを持つことをはじめ、明治以降に建てられた宝庫、御仮殿や神楽殿などが、神事を担う建物として、機能的な整備が図られた神社の近代化を示しています。更に築150年以上が経過した歴史的な建造物であり、地域の資産として残して行きたい風景のひとつでもございます。国登録有形文化財登録に対して必要な調査報告書の作成については鳥取県教育委員会の文化財課、京都工芸繊維大学清水重敦教授の協力をえて、建造物から読み取れる神社の歴史的な背景を、調査をしていただきました。残された資料と調査研究の成果を積み重ねながら、地域の方を始め、より多くの方に親しまれるような場所になるよう、保存と活用の両面からの充実を図っていく所存であります。

以上、長くなりましたけれども平成30年第3回の定例議会の開会に当たりまして、諸般の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第9号 から 日程第5 報告第10号

○議長（山路 有君） 日程第4、報告第9号平成29年度決算に係る健全化判断比率等について、日程第5、報告第10号日吉津村地方創設総合戦略について、村長からの報告ですので一括議題としたいと思います。

村長の報告を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、報告第 9 号は平成 29 年度決算に係る健全化判断比率等について、報告第 10 号は日吉津村地方創生総合戦略についてでございます。この 2 件をご報告を申し上げます。

まず、報告第 9 号、平成 29 年度決算に係る健全化判断比率等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づきまして、健全化判断比率及び資金不足比率について別紙監査の意見を付しましてご報告いたします。

まず、健全化判断比率についてでありますけれども、本村は黒字決算でありますので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに数字はあがりません。

財政健全化判断比率算出資料の 1 ページをご覧くださいますと、実質公債費比率につきましましては、国が定めております早期健全化基準 25.0 パーセントに対しまして、本村は 9.6 パーセントで、昨年より 2.0 ポイント上がっております。

3 ページをご覧くださいますと、土地開発公社の繰上償還により①の元利償還金の額が増加となったこと、また、公共下水道にかかる建設改良費の減により④の繰入金が増となったことが主な要因であります。

次に、1 ページの将来負担比率は、早期健全化基準の 350 パーセントに対しまして、16 パーセントとなっており、昨年度の 9 パーセントと比べまして 7 ポイント上がっております。

4 ページをご覧くださいますと、財政調整基金の繰入にかかる基金の減額に伴う充当可能財源等の減額はあったものの、公営企業債等繰入見込額の増加に伴う将来負担額が増となったことにより、分母比が大きくなったことが主な要因であります。早期健全化基準においては心配される数値ではございません。

本村は、今のところ早期健全化基準を大きく下回ってはおりますが、今後も地方債の計画的な発行に止め、健全な財政運営が保持できるよう努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。平成 29 年度の決算に係る健全化判断比率等についての報告とさせていただきます。

報告第 10 号では、日吉津村地方創生総合戦略事業の実施結果についてでございますので、報告申し上げますと、日吉津村地方創生総合戦略については、2060 年に日吉津村の人口 3,600 人を目指し、実現するために施策を展開していくこととしておりまして、①移住・定住支援、②子育て支援、③雇用支援、④地域づくり・地域連携の 4 つの項目に基本目標、基本的方向を定めるとと

もに、数値目標を設定し、それを基に KPI という具体的な施策と重要業績評価指標を定めております。この具体的な施策として定めた事業につきまして、8月22日に地方創生推進会議において、平成29年度の事業実施結果に対する評価を承認していただいたところであります。

事業の評価については、A評価の順調が9事業、B評価のおおむね順調が1事業、C評価のやや遅れているが1事業、D評価遅れているが2事業となっております。

今後も村民の皆様から、御意見をいただきますことをお願い申し上げまして、日吉津村地方創生総合戦略についての報告とさせていただきます。

以上で、報告第9号と第10号の報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 以上で報告を終わります。これから質疑を行います。各報告ごとに行います。

報告第9号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

これから報告第10号の質疑を行います。質疑はありますか。

はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。報告10号ですね、今、10号の方の質疑ということでよろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） そうです。はい、10号です。

○議員（8番 井藤 稔君） あの、先ほど村長の諸般の報告事項でもありましたですけども、昨日村づくり講演、藤山博先生でしょうか。わたしも行かしてもらいました。その中でやっぱり、村長おっしゃってましたように、5年前の住所から現在その5年間どのような、いわゆる移動があったかということで、分析されて村全体でされたり、あるいは自治会ごとに分析されておったというふうにわたし理解しておりますですけども、非常に参考になる、今後の村づくりにとって参考になるもんだったような気がしております。こういうようないわゆるビッグデータの種類に属するかどうかわたしはわかりませんが、このような分析は、今まで村ではやっとならしたんでしょうか。こんなA、B、C出すのはいいだけでも、良かった、良かった、ちゅうようなことばかり言っても、将来的にどうかということを考えてみたら、本当にきちっとした分析の基に活動、政策も打っていかないと結果が出てきてからだめだったというんじゃないかと思うので、幸い今はまだいいということで講師の先生もおっしゃってましたけれども、そのあたりどのようにデータ分析なんかはやっておられますでしょうか。これは地方創生の話があった時

からのあれです。いわゆるビックデータなんかどのように活用されるか。ましてやあの、協力推進員というんですか、ああいうのを我村には入ってきておられませんよね。あの協力推進員を地方創生のうまく使っておる自治体、山間部なんかでもあるんですけども、このあたりはどのようになっているのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。きのうのような細かい分析というのはしておりませんで、本当に貴重な分析をしていただいて、また今後活用できるかなという具合に思っております。今までは、転入転出でどの辺から来られたりと、そういう分析はしておりますけれども、あのような将来予測のような分析はしておりませんでしたので、その辺は今後に向けて、丁度今、地方創生も見直しをはかるところですので、その辺も含めて活用して、将来予測等して行きたいという具合に思います。以上です。

あの、協力推進員ですけども、たしかにこの推進会議に出ていただいて評価をいただくという流れになっておりますけれども、なかなか金融機関であったり、いろいろな事業者それから県、いろいろな方が出ておられますけれども、なかなか自治会の方に出ていただいてということがありませんので、その辺も推進会議の方で検討してみたいという具合に思います。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ちょっと、お聞きしたいと思いますけれども、村のホームページをみますとですね、毎月、月初めか月末だったか忘れましたが、日吉津村の人口現在の人口それから世帯数なんか出ておるんですけども、これにリンクがかけてありますよね。県のリンクがかけてあると思いますけれども、それはどういう内容が見れますか。それでもって。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。村のホームページの方には、月初めの人口と世帯数と掲げさてもらっておりますで、県の統計の方のリンクということでですけども、統計課の数字の方にリンクをしております。やはり世帯数とか人口ということでリンクがかかっております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） そのリンクは開けて見られたことありますか。村長ちょっと聞いてみたいんですけども、そのリンク開けて見られたことありますか。それをリンク開けてみますとですね、要は5年前にどこに住んどって、いわゆる日吉津村内で異動したひとか、あるいは県内の他の市町村から入って来られた人か、あるいは国外から来られた人かというような

ところまで分析されております。日吉津のあれも分析されております。ですからきのうの講演等で非常に良い示唆だっているのですけれども、それは鳥取県でも分析ある程度しとるんじゃないだろうかとわたしは思っております。ですから、今更始まったことじゃない。こちらの、いわゆる村長部局が知られないということじゃないかと思ってわたしは聞かしてもらったのですけれども、そのあたりについては、どのように思われますか。まずあの、見とられるんかどうかということそのあたりをまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 申し訳ありませんが県のリンクは見ておりません。先ほど課長が申し上げましたように、5年前から5年の見込みということでその移動の状況はこの度の地方創生の中で検討をしたということでありまして、更には、5年先どこに住まれるのかというようなことも、アンケートなどで推計を取ったということでありまして、きのうの藤山さんの話の中では思いましたのは、このデータを一先、どんなふうにおが村が利用していくのかということでは、今藤山さんのあまり言われなかった5年後の状況というのは、あまりいい具合に捉えていらっやらないなというふうには見ています。ですからそこをどんなふうには捉えて、いわゆる定住施策をうっていかうということだというふうには理解をしております。ということで県のリンクは開いて見ておりません。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。わたくし事業名9番目の、起業支援事業にお伺いします。この評価の中で、起業者が増加していないためというふうにありますけれども、これは29年度において一つの事業者も立ちあがっていないのか、それともか起業を希望していたけれども起業するに至らなかったという方があったのか。お知らせください。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 江田議員のご質問にお答えいたします。日吉津村で起業を目指される方、非常に少ない状況でございますが、昨年の米子日吉津商工会の総会の資料を見ますと、新規に加入されたのが、2件ございました。そういった中で、こちらの起業支援事業ですけれども、国の方におきまして、実施をされておるということで村の方ではなく国の方の事業に申請を出されておるという方もございまして、こういったように、なかなか支援ということには結びついていない状況でございますが、商工会の方とまた点検を密に取りながら、情報を共有してできます支援ということを、検討していかなければいけないなというふうには考えております。以上

です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で報告第9号、10号の質疑を終わります。

日程第6 報告第11号

○議長（山路 有君） 日程第6、報告第11号行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究についてを議題といたします。行財政・議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

江田委員長。

○行財政・議会改革調査特別委員長（6番 江田 加代君） 6番、江田です。報告第11号、日吉津村議会議長山路有様、行財政・議会改革調査特別委員長江田加代。行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究について、標記の件について別紙のとおり報告いたします。

かいつまんで報告させていただきます。まず、視察地については、北海道仁木町、島牧村、恵庭市でした。期日は2018年8月の8日から8月10日まで、8月8日の仁木町では暮らしと街づくり出前講座、指定管理について、8月9日の島牧村では高齢者の福祉施策について、8月10日の恵庭市ではオープンガーデンの取組みについて視察調査いたしました。視察人員は議員9名全員と高森議会事務局長、森下事務局員の総勢11人でありました。

この度の視察につきましては、1日目は町民から要望すれば開催できる暮らしとまちづくり出前講座の実践、また、二つの町立保育園の施設管理を、父母会に指定された仁木町の取組みについて調査いたしました。2日目は地方分権改革の提案方式を利用して、小さな村の生活実態に合わせ、小規模多機能型居宅介護施設の、居間と食堂を介護予防日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用をすることを可能とされた島牧村の取組みでした。3日目は行政とボランティアの協力で、花やみどりを育み、美しい景色をつくりながら、その力を借りて町を発展させていこうとの取組みをされている恵庭市のオープンガーデンを視察いたしました。恵庭市については、行政の方と交流することはできませんでしたが、仁木町、島牧村では村長さんを始め議員、役場職員さんの温かくて盛大な歓迎を受けました。

診療所の医師探しに奔走される島牧村の村長さん、そして村の風土を守りたいと頑張る村役場の職員さん、仁木町では思いやり係長の名札を首にかけて係長さんから説明を受けました。感想ですが、地方分権が言われるようになって久しくなりましたが、島牧村の国の制度が小さな村になじまないと、規制緩和を提案された地方のエネルギーに関心しました。

三日間の行政視察で本当の豊かさとは、また、本当の幸せとは何かを改めて考え直すきっかけをいただきました。くわしい視察報告書につきましては、添付しておりますので、ご覧下さい。

以上、報告を終わります。

○議長（山路 有君）報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君）質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で行財政・議会改革調査特別委員会委員長の報告を終わります。

日程第7 報告第12号

○議長（山路 有君） 日程第7、報告第12号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題といたします。総務経済常任委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務経済常任委員長（9番 松田 悦郎君） 報告第12号、平成30年9月3日、日吉津村議会議長山路有様、総務経済常任委員会委員長松田悦郎。総務経済常任委員会の調査研究について、標記の件について別紙のとおり報告いたします。内容は一応かいつまんで報告いたしますのでご了承をお願いします。

まず、視察先、広島県広島市安佐北区大林、それと広島県三次市君田町であります。視察期日は平成30年7月2日月曜日から3日火曜日であります。視察者は敬称を略します。松田、三島、加藤、山路の各議員、議会事務局長、仲原課長補佐であります。

最初に7月2日安佐北区大林三入公民館で、13時30分から地域防災と地域コミュニティについて視察を行いました。三入公民館では、大林地区連合会長の坊聰彦さんから、平成26年8月に発生した三入地区の土砂災害被害状況について、時系列に沿って話を伺いました。災害発生は3時ごろ発生し、雨量は265ミリ、床下浸水は423ヵ所であり、当時は行政から避難指示はなく悲鳴だけ聞こえる中でただ待っているだけであった。地区の防災訓練では、地震などの避難訓練は行っていたが、土砂災害の訓練は行っていないとなんの行動も機能はしなかった。この災害で得た知識として、いろいろな災害を想定することや、日頃より近所とのコミュニケーションをとり、助け合うことが重要である。また、小学校が避難場所である場合、便器が子供用であり女性の対応を考えるとや、災害ボランティアの方は、全員が善良な方ではないということも知っておくべきである。

しかし、残念なことに、視察から帰って8日後には大雨により三入地区は、土砂災害避難指示が出されておりました。1日も早く復興しますことをお祈りいたします。

続きまして、7月3日三次市君田町君田温泉森の泉で、9時から第3セクター株式会社君田トエンティワン21の経営状況について、反田博美氏代表取締役から概要を伺いました。資本金は6,000万で、出資金は三次市が40パーセント、近隣住民と起業で60パーセントであり、三次市が少ない理由は経営介入を恐れてのことです。温泉水はふるさと創生事業を使って掘り起し、温度は19度しかなく、灯油代が1日5万円かかりましたが入浴代は600円で通しているようです。平成8年6月に株式会社を設立し、福祉センター、林業センターで物品販売、宿泊、食堂、販売、入浴、美術館などを経営し、議容赦は年間30万人で、売上は年間3億6,000万から4億円で推移しています。

また事業は、非営利部門と営利部門であり、指定管理料はゼロであります。黒字経営をですね、続けていましたが、去年は2回目の赤字で650万円の減益となり、その赤字の理由としては競合した施設が多くなったことや、これまで支えていただいた方が高齢化となったことであるようです。

君田温泉では社員の取組みや各部署の責任者を育て、損益意識の徹底と損益計算を明確にさせることを重点にしながら、平日の集客をどのように埋めるかを大事にしているようです。最後に反田代表取締役の物腰は非常に柔らかい方であったのですが、経営に関しては社員教育の徹底を厳しくされ、また、利用客の皆さまにはお客様の気持ちを大切にしながら、心をつかみながら対応されているように感じました。以上で視察報告を終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

以上で総務経済常任委員長の報告を終わります。

日程第8 報告第13号

○議長（山路 有君） 日程第8、報告第13号教育民生常任委員会の調査研究についてを議題とします。教育民生常任委員長の報告を求めます。

橋井教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（7番 橋井 満義君） 教育民生常任委員長の橋井でございます。報告第13号、平成30年9月3日、日吉津村議会議長山路有様、教育民生常任委員会委員長橋井満義。お手元に配布の別紙のとおり報告をさせていただきます。教育民生常任委員会の閉会中の調査でございます。まず、調査目的の一点目、特色のあるまちづくりを先進事例に学ぶ、二点目は風土と芸能伝承を村の今後に生かすためというところで、2カ所におじゃまをし、視察・調査をさせていただきました。

日時は平成30年7月の9日から10日までの2日間でございます。場所は徳島県神山町環境改善センター、そして徳島県徳島市阿波十郎兵衛屋敷に出向いております。出席者は教育民生常任委員会わたくし橋井、そして副委員長松本議員、江田議員、井藤議員、河中議員の議員5名、及び教育課長松尾教育課長、高森議会事務局長の計7名で視察を行っております。調査概要につきましては、NPO法人グリーンバレーの事務局長竹内和啓さんのレクチャーをいただき、現地のフィールド調査を合わせて行っております。

二点目の十郎兵衛につきましては、芸能による伝統文化継承の手法並びに演技をされた方の生の声を伺っております。考察といたしまして、このNPO法人グリーンバレーであります。まず、徳島県の神山町は徳島市より車で約50分、1時間弱のところに位置をしております。山間の日本でもどこにでもあるのどかな山村風景であります。そこにこの法人の拠点があるわけですが、ここでクリエイティブな街づくりを、展開をされておりました。今県外から移住定住の増加とともに都会の企業のサテライトオフィスが構えられており、今では全国的に地域おこしの先駆的組織であるように思います。この組織を統括されているのが大南信也さんで、アメリカ留学後38で帰京され、そしてその後PTA活動をされながらその仲間とともに、母校の小学校に戦前アメリカから送られておりました人形アリスの里帰りをということで計画をされ、そしてそれを実施、これが今やこのグリーンバレーの母体となった神山町国際交流協会とされております

この組織は1997年に県が徳島国際文化村プロジェクトを発表した後2年後には神山アーティストインレジデンス事業以下経営IRとさせていただきますが、スタートをしてそこからの成果を上げられております。それと並行して県は光ファイバーを県内全域に整備をされまして、それらとあわせるように2004年にこのグリーンバレーを、設立をされております。そしてその3年後の2007年にはウェブサイトを更新し、今までの活動を一層広められたという経緯でございました。

まず、このグリーンバレーの特徴といたしまして、計画が全てにおいて、自らの組織の自己完結をされている活動をされております。それは創造的過疎、クリエイティブデポプリエーションとして人口減少は避けられないとした中で、過疎地の持つ人口構成を持続可能な形に計画的に変えていくという手法を取られ、移住定住促進事業の一つ目として若者や子ども連れの家庭、そして産業活性化のための仕事をもった人を最優先し、過疎をコントロールする考え方でありました。二つ目につきましては、将来、必要な働き手や起業家を、逆指名をいたしまして職種指定をしておられました。これはまあ、ワークインレジデンスというふうに名前を付けられておりますが、受け入れ側から選定をするという特異な手法を用いておられますが、地域にとっての稼ぎ手を逆に指名をし、集めることによって行政に何かあったら頼るという姿勢から、自らの自己完結型で

やるというNPOならではの手法を用いておられました。

そして、KAIR先ほどの神山アートインレジデンスはアーティストを滞在させ、町と住民が支援をすることを目的とされておりまして、一時的な観光客に主眼をおいておられませんでした。著名なアーティストを集めることは、経済的評価をする人材やシステムが町としてできない中で、どのアーティストも作品を造れる場としての提供をし、そしてその価値を生み出そうとし、住民のサポートを共同でされるという一つのよりどころを、街づくりの一環として模索をされておりました。

そして情報通信の必須アイテムの、光ファイバーの整備が大きな要因だとは思われますが、都会企業のサテライトオフィスを開設され、これは友人、知人を頼って、これはやはり代表者の人脈のたまものであるというふうに推察できるところであります。この地に開設されたことにつきましても、こんな所で誰がという常識的概念から、これを逆手に取った取組みであるというふうに、高く評価をできるものではとっております。まず、このグリーンバレーはひとりのクリエイターが一つ一つの事業を的確に実現をされ、そこから組織を作り上げ行政に頼らず独自の視点で広域的、国際性、目標設定、会計システムの明瞭性などNPOの特性をふるに活用されている好例ではないかと感じました。

今後はNPOの拡大とともに、行政との関係のあり方と活動範囲をどう図られるのか、興味深く注視していきたいというふうに感じたところであります。

そして二点目の阿波十郎兵衛屋敷の人形浄瑠璃につきましても、ここの施設のキュレーターの方からこれらにまつわる歴史と背景を伺っております。たまたまこの日は、前日の神山町の視察にまいりましたが、この神山町の一座によります講演が行われ、終了後にこれらの芸能伝承を子どもたちにどう繋げて行かれるのかということをお聞きし、教える子どもたちの感性の変化がわれわれ大人たちの喜びに変わっているなど、文化継承のあり方についてのキーワードを垣間見たように思います。

最後にまとめとしての総観であります。このグリーンバレーの発端は1人の人間行動によることから重要な展開になったというふうに感じております。大南氏は父と約束されましてアメリカに留学され、シリコンバレーから帰った方です。この地は、スタンフォード大学を核として第2次大戦中に軍事産業で栄え、その後半導体産業がこれはたしか投資家による投資で肥大化したとっておりますが、起業投資で発展した地域であり、このシリコンバレーが同じようにグリーンバレーという名前に、わたしは変えられたのではないかなというふうに感じております。あの地が起業の集まる要因さえあればアメイバーのように勝手に拡がり、世界最先端の今や町に

なったように神山もできるのではないか、そう考えられたのも間違いではないと思いますし、人の繋がりもそうであるように連鎖思考を考えられたように思っております。グリーンバレーの組織にも、一定の方向性を持つのではなく、柔軟な組織構造で新しい変化に対応するアメンバーのような自由性を尊重されておられ、これは任せる、任せられるお互いの共存意識が明確であるからこそ可能なように感じられました。

それから神山アートインレジデンスにつきましては、アートという日常から距離を置いたアイテムを用いることで、わからない、何だろうを関心のない人への触発誘導する手法の好例だと感じました。この事業は、全国的にある程度行われている事業だと認識をしておりますが、著名な作家の一時イベントになりやすいものがあります。継続することのむずかしさが展示をされております現場を調査いたしましたら、垣間見えたような気がいたしたところでもあります。しかしながら、田舎に外国の作家がくることのインパクトは大きなものがあつたと思いますし、まして英会話の重要性が、いかに大きな置き土産をされたことには間違いのないように感じて帰りました。今後は、通訳をグリーンバレーに頼っていては町民のものにはならないのではないかなという、一つ感想を持ったところであります。

そして、阿波人形浄瑠璃につきましては、かつては40を超える舞台が各集落にあり、栄えたものであつたいうふうにお聞きしました。ずいぶん減ってはいるものの、年配の人たちから、中学生、高校生、そして子どもまで伝承され今日に至っております。

今後は本村も、歴史文化が、先ほど村長の方からもありましたが、せめて蚊屋島神社を活かした取組みに、一步踏み出せたらというふうに感じるところであります。

以上教育民生常任委員会からの、簡単ではございますが報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

以上で、教育民生常任委員長長の報告を終わります。

日程第9 報告第14号

○議長（山路 有君） 日程第9、報告第14号広報広聴常任委員会の調査研究についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長長の報告を求めます。

松本委員長。

○広報広聴常任委員長（3番 松本 二三子君） 広報広聴常任委員長の松本です。報告第14号、平成30年9月3日、日吉津村議会議長山路有様、広報広聴常任委員長松本二三子。

広報広聴常任委員会の調査研究について標記の件について別紙のとおり報告します。

日程は8月8日、行財政議会・改革調査特別委員会調査研究の1日目です。視察先は北海道余市郡仁木町議会です。視察先を選んだ理由は、全国町村議会広報コンクールにおいて仁木町議会広報紙が、平成26年と28年に優良賞の第9位と8位を取られている点と、広報委員を4人という日吉津村より少ない人数でされているという点です。

また、行財政の日程に組み入れたのは、広報委員だけではなく議員全員で視察をし、情報、意識を共有することで、今後の広報広聴活動をより良いものとするためです。ということで、参加人数は議員9人と議会事務局長、広報担当事務局の11人です。参考となった事項として、編集ソフトの利用、広報担当の事務局職員の負担の多さ、イラストの使い方、プチ通信という議会開催日、日程などの新聞折り込みの利用などがありました。議会のテレビ中継はしていないということでした。

最後に意見・感想をお伝えします。1、到着時、玄関にて行政、議会10数名による盛大な出迎えをいただいた。日吉津においても、こころがけるようにし参考としたい。専用ソフトを活用した事務局担当職員の情熱と、議会広報委員のチームワークの良さは実感したが、わが広報の取組みも決して引けを取らないと再確認した。2、町民に親しまれ読みたくなる広報紙をめざし、基本的な考え方、編集マニュアルが議会としてまとめられ、編集法方、記事内容についても広報委員会でよく検討されていた。3、表紙写真は、最終ページの企画に登場する子どもの写真のアップを使うことでインパクトもあり、1人でも違和感のないものとなっていた。見開き1ページを写真で使うなど、読者の目を引くようで良いと思ったが、今のように変更する時は勇気があるということでしたので、ページ数も考えよく検討したい。4、委員の人数4人については、事務局の協力あってこそだと納得した。5、編集ソフトを使用し、職員が編集はしているが、全国コンクール上位入選の広報紙である。インパクトのある見出し、空白の取り方は参考としたい。日吉津では職員の助言もあり、議員自らが行っている点で大いに評価できる。

以上で終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

以上で、広報広聴常任委員会の視察報告を終わります。

日程第10 議案第36号

○議長（山路 有君） 日程第10、議案第36号日吉津村福祉避難所非常用発電設備整備（防災機能強化）工事請負契約についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました、議案第36号は日吉津村福祉避難所非常用発電設備整備（防災機能強化）工事請負契約についての提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、日吉津村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、本議会の議決をお願いするものでございます。

本契約は、福祉避難所非常用発電設備整備（防災機能強化）工事に関するもので、8月28日に5社による指名競争入札を行い落札業者と29日に仮契約を締結いたしました。

契約の目的は、福祉避難所非常用発電設備整備（防災機能強化）工事。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、8,748万円。契約の相手方は、株式会社中電工米子営業所所長田淵明彦氏。工期は、本契約の翌日から平成31年3月15日まで。

以上、議案第36号の提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。2、3聞かしていただきたいと思います。これは電気工事だと思いますけれども、村の登録業者数というのはどれくらい、電気工事業者ありますか。それが1点と、それと仮契約日と本契約が別々とされたという、日数的には6日ほどしか違わんわけですけれども、このあたりはどうして仮契約本契約がいったんでしょうか。それからこの工事の期間ですけれども、約7カ月ですよね。これは議決後すぐということですので、今年度末までということ。約7カ月なんですけれども、このあたり7カ月も掛かるというのんか。あるいは急いでもらって7カ月なんか、このあたりはよくわからんもんですから、ちょっとお聞きしたいと思います。以上3点、まず、お聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） はい、石村長。

○村長（石 操君） あの、電気工事のできる業者の数は登録制ではありませんで、いわゆる指名願いを出しておられる業者から、実績のある業者などを、選択をして指名に掛けると、競争の業者に選択をするということでもあります。それから仮契約と本契約の日にちの違いでありますけれども、5,000万円を超える契約金額でありますので、議決がいるということでもありますので、なるべく近い議会の開催される一番近い議会で早くの契約を、議決を承認いただいて本契約に結びたいという意図から、どちらかと言えば議会の開催日もあわせながら、入札をしておるのが実態でございますので、ご理解をいただきたいということでもあります。

それから工期につきましては、既存のものを2階に変えるということでもありますので、この程度の期間は掛かるのかなあという、その設計業者が設定しました作業日程からこれは必要であろうというふうに判断をして、その期間を定めたと、年度末までにしておるということでもあります。以上であります。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。あのちょっと分かりづらい分があったものですから、登録制でないということをおっしゃいましたけれども、これはしたら事業ごとに、事業が必用があって入札、まあ指名入札っていうんですから、事業ごとにその都度選定して掛かれるというんでしょうか。あるいは年度当初に、そういうケースが多いようですけれども、年度当初に電気工事関係者から指名、工事があれば指名してくれということで、あらかじめ何社かあって、枠広く、それでもってその中から、じゅんぐりじゅんぐり指名されていくんかどうかという意味合いでちょっときかしていただきました。1点目が、ちょっとようわからなかったものですから。

それから2点目が、仮契約と本契約これ6日ですよ。6日ほど前に仮契約と、またたとえば、たとえばですよ。今の今日でも議決となったとしたら、ほとんど変わらないですよ、ですからなんか特別な理由でもあったのかなというふうに考えたわけですけども、いや、そうじゃないですか。素人考えでもうしわけないんですけども、何で6日後まで待てんかったんだろうかという感じがするんですけども、そのあたりをもう少し教えていただけますか。それから3回までしかちょっと質問できませんので、ちょっともう一つだけ合わせてお聞きしておきたいと思いますが、敷設後、これ工事完了後の維持、修繕費これは今後はどうなるんでしょうか。やはり村の方で手当ていくようになるんだろうか、社協の方で手当てされるんだろうか。そのあたりは決まっているんだろうか、決まっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 業者のそれぞれの業種によって、たとえば指名して下さいというのが年度

内に出てきます。次年度の工事に対して指名して下さいというのが出てきます。たとえば、造園の指名をして下さいということが出てきます。それから、下水の事業に対して指名して下さいというのが出てきます。それから建築業の指名をして下さい。それからたとえば、建築の中の電気部門について指名をして下さいという、その指名願いが出てきます。それぞれ出てきますので、その中から選択をするということでもあります。この近年はかつては、例えばヴィレステのような所を建てる時には、総合建設業という業務もありますので、建築の大手さんといいますか、総合建築をされる方に指名をして、その方に電気も設備も外構などもすべて発注するという方式をとっていましたが、近年はそれぞれの業界で、たとえばこの度の電気工事を手掛けられる方ですけれども、この業界からも総合建築業の発注ではなしに、分離発注をして下さいということが出てきますので、たとえば全体を完成させるヴィレステの建物の時のようには、この頃業者さんが言われる分割発注ということにしております。この度は電気事業だけですので、電気業者さんに発注をしたということでもあります。

それから、仮契約と本契約とが6日しかないがこれはどうなのかということで、質問の要旨がよくわかりませんが、仮契約をして今回まで7日がきょう議決をいただければ本契約になりますけれども、仮契約でずっと引きずっておくとかということでは、業者さんとしては本当の仕事にならんかということがありますので、仮契約と本契約はなるべく近い方がいいということでもありますので、従来はわが村は、基本的には仮契約して議会で議決をいただく本契約の間を5日ということやっていたけれども、地方自治法ではそこまでこだわらなくてもいいということのようでもありますので、なるべく仮契約と本契約を近づけて今回は6日ということでもありますので、これからの工事においては6日以上契約、仮契約と本契約をへて仮契約と本契約の期間が6日以上もありうるのかなということでもありますけれども、なるべくそこを縮めて、業者さんが本契約になって仕事がやりやすいような体制を早く作りたいというふうに考えております。それからできあがったものは、従来では通常の平常時の状況は一緒な状況で理容ができますので、それは福祉センターの方に管理費は出していただいて災害時等に特別な場合には村の方から経費を負担するということになるということになるというふうに思っております。以上です。ご理解いただけましたでしょうか。ちょっと、分かりにくかったです。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 3回目になりますんで、えらいしつこいように申し訳ないんですけども、ですから年度当初に、いろいろそれぞれの分野ごとに指名をもらいたという業者の人から、ここに書いとられるようにあれですよ。本村に指名願いの提出がある業者の内からということ

で、書いとられますんで何業者かある、わたしあのその業者数というのは何業者ぐらい願いがあ
るのかなということを知らせてもらったような、ですけどちょっと勘違い、わたしの説明が悪い
からかも知れませんが、いうことでちょっと伺ったようなしだいです。あの、どれくらいあ
るのかなと、あるいはずいぶん広範囲にやられるのかなと、たとえば地元の業者の人を育成とい
うなんかも考えて、ある程度絞られるのかなというやな気持ちがあったものですから、ちょっと
業者数がどれくらいあるのかということで一応聞かさせていただきました。

それから施設後の維持修理費については、まあそういう事情があった時には村の方が見るし、
福祉施設として、だけでも通常の場合は通常の場合も使えるわけですから、そういう場合は社協
の方で、施設維持管理の中で見てもらうと、こういうことで理解したんですけれどもそれでだい
たいよろしいですね。わかりました。

それから仮契約と本契約が別とした理由、特別ないんだったらないということでは言っていた
いたらいいわけですけれども、非常に近いものですから、それからなおかつ急いどられるよう
でして、議会の開会の最初に議決してくれということが多分説明あったと思いますけれども、全協
の中では、そういうことですので、それだったら議決、議会の方も承知しとるので、仮契約6日前
に仮契約というようなことをしておいて、本契約になったらというようなことをされんでも、普
通どおり出していただいたら、なんぼでもあれなのになという気がしたものですから聞かしてい
ただきました。あの、もし追加答弁いただけるところがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） それではあの、業者数につきましてはたとえばさまざまな業者があるわけ
です。先ほど申し上げたとおりで、それが県内企業に限らず全国からもありますので、電気事業
者が、電気工事ができる業者さんがどのくらいあるのか知りませんが、総合建設業あたり
を持っていらっしゃるところは、たいがい電気事業ができるということですので、電気事業だけ
に限っていえばかなりの数があります。その中での指名ですので、いわゆる実績があったり、大
手さんが手掛けられるほどの事業でもないとかそんなことで、審査をしながら入札に参加いた
だく適正規模を定めておるということでもありますので、これが指名競争入札でないということ
でないと、一般競争入札ということになると、公告をして参加をされる業者さんが来られるとい
うことになろうかと思っておりますけれども、その一般競争入札が良いんだというような議論もあ
りますけれども、自治体にとっては、それは全国から来られてもそれは整理がつかんということ
がありますので、これまでの実績や県の実績なども見ながら選定をしているというのが実態であ
りますので、登録業者の数は具体的には把握をしておりませんが、今言いましたように指名願いの

一覧表は、総務課の方に控えてそこから拾い出しができるようにしておりますので、さっき言いましたように、これは大手さんまでいかでもいいなとか、地元でやればいいなあ、鳥取の業者さんまでここに来ていただくまでもないなあというようなことを考えながら、選定をしておるということでもありますし、それから仮契約と本契約では、仮契約ではあくまでも仮契約で5,000万以上の契約については、議会の議決をえなければ本契約にならないということがありますので、議会の議決なしに仮契約でどっと終わって、じゃあ、金が払えんわいということもありうるのかなあ、ないにしても議会の議決がなければ本契約にならないという自治法の定めがありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） 3番、松本です。非常用福祉避難所電設整備ということでした。説明をいただいたんですけども、その中で確認なんですけれども、これいったん保留したものを水没しないように高い所に設置するという話でした。ということで、でサービスの所に付けるのでわたしは大きな音もするし、どうするんだろうと置いていたところそれなので年末年始に工事がしたいという説明がありました。なので、きょう急いで議決をしなければいけないんだという感覚でいたんですけども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松本議員のご質問にお答えいたします。仮契約を8月28日にしまして、議会の議決が必要ですので提案をさせていただきました。本来ですと21日最終日に議決ということになるんですけども、先ほどもありましたように3月15日までのこの7カ月間で事業を行うのに、本来ですと平日事業ができるんですけども、電気工事ですので電気を止めてしないといけない部分があります。そうするとデイサービスセンターを止めないといけないということになって、利用者の方に不便になりますので、年末年始にまとめてしないといけないということで、その関係があって、工期を早めて行わないといけないということがありましたので、21日ではなくこの3日の日に提案をさしてもらった分を、議決をいただきたいということでお願いをしたということです。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（3番 松本 二三子君） はい、わかりました。

○議長（山路 有君） ほかに、はい三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。予定価格のことについてちょっとお伺いしたいん

ですけれども、予算が組まれて設計は委託をしてもらうわけですから、それで金額が出て、後予定価格をたてられるということがありますけれども、その予定価格をたてられるその、出される方法っていいですかね、出し方というか、考え方をお聞きしてもいいでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 予定価格を質問の要旨は定める方法ということでもありますけれども、これはあのその製品がなんぼすとか、それから作業賃がなんぼ掛かるとか、それに対して経費がなんぼ掛かるとかで決めて、いわゆるうちは設計の能力がありませんので、設計を委託しておる業者さんに決めていただくということでもあります。過去には首長が予定価格に対して、今の状況がどうなのかというような判断をして、最終的に首長が予定価格を設定をすることがありましたけれども、今はその土木事業においてもその、設計の根拠になるものがすべて公表してありますので、首長がそこで差配をするところはなくなったということでもありますので、設計としてあがってきたものがそく予定価格であります。いわゆる物の値段や、経費や、人件費や、諸経費すべて公表がされておるということでもありますので、それに従って指名を受けられた業者さんは設計をして、入札に応じられるということでもありますので、そういうお答えでよろしいでしょうか。そんなところで、かつてのようにダンピングするというような、自治体が率先して予定価格を下げるというようなことは現に慎むようにということで、通達が出されて何年もなりますので、今はそれに従ってやっているということでもあります。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） じゃあ、まあ、ほとんど予算に沿ってということですから、じゃあ、工事を請け負いたいという方が、それを見に来られてこう出されていくわけですから、下限というのは定められるのでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 近年は、かつてはダンピングを避けるようにということで、下限の価格を定めていましたけれども、今下限を定めていません。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を入れたいと思います。開会は11時から行いたいと思います。

午前 10 時 45 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

日程第11 議案第37号

○議長（山路 有君） 再開します。

日程第 11、議案第 37 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました議案第 37 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

公共下水道使用料につきましては、緊急の経済対策として平成 21 年 3 月に特例条例を制定し、平成 21 年度から平成 30 年 9 月 30 日までの賦課分について、10 パーセント減額の措置を行ってきたところであります。

現在は実施に至る起因となった金融危機も起こらず、景気も好調に推移しており、平成 29 年度日吉津村下水道運営審議会の答申に基づき、この減額特例措置を段階的に正規料金へ戻すこととし、このたび、9 月 30 日をもって住民説明会など半年間の周知期間が終了することから、平成 30 年 10 月 1 日から 7 パーセント、平成 31 年度は 6 パーセント、平成 32 年度は 2 パーセントの減額とする特例措置を行うものであります。

以上、議案第 37 号の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願いたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第12 議案第38号 から 日程第14 議案第40号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第 12 から日程第 14 までは補正予算ですので、一括議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第12、議案第38号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）について、日程第13、議案第39号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）について、日程第14、議案第40号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）についてを一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、議案第 38 号から議案第 40 号までの補正予算について提案理由を申し上げます。はじめに、議案第 38 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 3 回)でございますが、歳入歳出それぞれ 1 億 563 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 25 億 6,259 万 9,000 円とするものであります。

歳出の主なものから説明申し上げますので、はじめに、8 ページをご覧くださいますと、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費に 232 万 1,000 円を計上しておりますが、これは会計年度任用職員制度導入に伴う例規整備支援業務委託料が主なものであります。次に、同款、同項、第 4 目財産管理費に 164 万 9,000 円を計上しておりますが、これは公民館跡地の簡易舗装及び区画線工事が主なものであります。次に、同款、同項、第 5 目企画費に 282 万 7,000 円を計上しておりますが、これはふるさと納税の寄附件数の向上を目指し、取扱い事業者の追加に伴う手数料、業務委託料が主なものであります。次に 10 ページでありますけれども、第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 3 目母子父子福祉費に 150 万 9,000 円を計上しておりますが、これは児童扶養手当にかかる認定者の増によるものであります。次に、同款、第 3 項 生活保護費、第 2 目 生活保護扶助費に 358 万 7,000 円を計上しておりますが、これは平成 29 年度の生活扶助費等にかかる生活保護費返還金であります。次に 11 ページをご覧ください。第 7 款土木費、第 3 項都市計画費、第 3 目の公共下水道費に 280 万 4,000 円、第 8 款消防費、第 1 項消防費、第 2 目災害対策費に 260 万円を計上しております。これは、6 月に発生した大阪北部地震において倒壊したブロック塀の下敷きになり尊い命が奪われたことから直ちに点検を実施し、その結果、ブロック塀の撤去や改修等が必要となったもので、公共下水道費では、ひえづ浄水センターの外壁を撤去したことに伴うコンクリート外壁設置工事にかかる繰出金となりますし、災害対策費では、村民の方がブロッ

ク塀の撤去を実施された場合に助成する補助金が主なものとなります。次に 13 ページをご覧くださいと、第 11 款諸支出金、第 1 項基金費、第 4 目公共施設等建設基金費に 8,523 万 2,000 円を計上いたしておりますが、これは今後の公共施設等の建設に向けて、繰越金の一部を積み立てるものであります。

つづいて、歳入の主なものについて説明申し上げますので、6 ページをご覧ください。第 9 款 地方交付税、第 1 項地方交付税、第 1 目地方交付税では 4,647 万 3,000 円を計上しておりますが、これは社会福祉費、高齢者福祉費が増となったことによる普通交付税の増額であります。次に、第 13 款の国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目民生費国庫負担金では 75 万 8,000 円を計上いたしておりますが、これは児童扶養手当の認定者の増や生活保護費国庫負担金の不足分にかかるものであります。最後に 7 ページですが、第 17 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金 6,703 万円の減額と第 18 款 繰越金、第 1 項 繰越金、第 1 目 繰越金 1 億 2,316 万 3,000 円で調整しております。

次に、議案第 39 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 1,871 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 8,233 万 3,000 円とするものであります。

歳出の主なものから説明申し上げますので、5 ページをご覧ください。第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費に 27 万円を計上しておりますが、これは平成 31 年度の元号の変更にかかる国保ラインの改正に伴う委託料であります。

次に、第 7 款 諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金、第 1 目償還金に 1,842 万 5,000 円を計上しておりますが、これは平成 29 年度の療養給付費等負担金等の返還金が主なものであります。

つづいて、歳入についてでありますけれども、4 ページをご覧くださいと、第 8 款 繰入金で一般会計繰入金に 27 万円、運営基金繰入金に 1,522 万 4,000 円を計上するとともに、繰越金に 322 万 5,000 円を計上し調整いたしております。

最後に、議案第 40 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 2,300 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 5,367 万円とするものであります。

5 ページをご覧くださいと、歳出では、公共下水道建設費に 2,300 万 4,000 円を計上しておりますが、これは 7 月にひえづ浄水センターのコンクリート外壁が腐食や毀損等があり危険であると判断し、北側と東側の一部を撤去したところであり、このたびその部分にコンクリート外壁を設置するもので、歳入で公共下水道建設事業債 2,020 万円を財源とし、一般会計繰入金 280 万

4,000円で調整するものであります。

以上が、議案第38号から議案第40号までの説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

日程第15 議案第41号 から 日程第19 議案第45号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第15から日程第19まで一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第15、議案第41号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、議案第42号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、議案第43号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、議案第44号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、議案第45号平成29年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました決算認定関係の議案第41号から議案第45号までの提案概要の説明を申し上げます。はじめに、議案第41号でありますけれども、平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は、26億8,827万9,510円でございます。歳出総額は25億6,168万2,052円であります。歳入歳出差引は1億2,659万7,458円となっております。

また、翌年度へ繰越す事業の繰越額は、設計住宅性能評価にかかる村営住宅建替工事設計事業で43万4,000円であります。

次に、平成29年度決算説明資料から主要施策の主なものを申し上げます。総務関係ですが、土地開発公社健全化計画に基づく公有財産の購入などの用地管理に3億3,263万3,481円、ハイビジョンによるCATVチャンネルなどひえづチャンネル運営事業に1,010万1,324円、ふるさと納税の記念品などふるさと納税推進事業に1,124万1,298円、新築住宅購入にかかる新築住宅借入利息助成に675万6,918円、J-アラート新型受信機の導入などにかかる災害対策費335万8,590円を支出しております。

福祉関係では、平成 28 年度からの繰越事業として、消費税率引き上げの影響緩和のための臨時福祉給付金の経済対策分として 259 万 9,518 円を支出いたしております。また、小規模保育所のより良い保育環境づくりのための小規模保育施設支援事業に 389 万 2,800 円、在宅育児世帯への経済的な支援として在宅育児サポート事業に 174 万 9,927 円、日吉津保育所への施設型給付やパジャちゅうりっぷ保育園、日吉津ベアーズへの地域型給付などの特定教育・保育施設等給付事業に 1 億 3,727 万 6,168 円を支出いたしております。

農業関係では、転作田を団地化し、生産性の高い転作の推進を助長するため、指定作物の作付に対し、村単独で助成を行う転作奨励単独事業に 200 万 6,784 円、水路・農道等を保全・補修する地域の共同活動を支援し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮及び担い手農家の負担軽減を図る多面的機能支払交付金事業に 300 万 6,088 円、繰越事業であります農業者トレーニングセンターの屋根・外壁等修繕工事を含め、トレーニングセンター運営事業に 1,751 万 453 円を支出しております。

また、土木関係では、2 月の降雪に伴う除雪や橋梁工事のための道路維持補修事業に 1,540 万 4,242 円を支出いたしておりますし、公共下水道関係では、施設の修繕等を行い機能維持のために公共下水道維持管理事業に 3,235 万 5,045 円を支出いたしております。

教育関係では、平成 28 年度から繰越し、平成 29 年 9 月に完成した、小学校の特別教室棟や管理棟に空調設備を整備する大規模改造事業に 1,808 万 3,200 円、小学校の屋内運動場に空調設備を整備する小学校緊急防災・減災事業に 1 億 300 万 9,680 円、特別教室棟の屋上に太陽光発電を設置する小学校防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備導入事業に 3,802 万 1,400 円を支出いたしました。

また、新規事業として、問題を抱える児童・生徒とその家族への支援策を学校とともに構築するスクールソーシャルワーカー活用事業に 155 万 2,971 円を支出しました。

次に、基金についてですが、夢はぐくむ村づくり基金に 2,005 万 4,000 円を積立てするなど村全体の基金では 8 億 4,439 万 9,000 円となりました。今後も健全な財政運営に努めてまいり所存であります。

なお、地方債の現在高は、前年度より 3 億 4,570 万円増えまして、24 億 6,382 万 9,000 円となったところであります。

以上が一般会計の概略の説明とさせていただきます。

次に、議案第 42 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての概略の説明を申し上げます。

平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 4 億 7,522 万 2,107 円に対し、歳出総額 4 億 6,810 万 9,015 円で、歳入歳出差引で 711,3,092 円の繰り越しとなっております。

次に、議案第 43 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての概略の説明を申し上げます。平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 4,307 万 1,522 円に対し、歳出総額 4,305 万 8,482 円で、歳入歳出差引で 1 万 3,040 円の繰り越しとなっております。

次に、議案第 44 号であります、平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計決算の認定についての概略の説明を申し上げますと、平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 1 億 2,202 万 4,375 円に対し、歳出総額 1 億 2,194 万 2,016 円で、歳入歳出差引で 8 万 2,359 円の繰り越しとなっております。

次に、議案第 45 号は、平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計決算の認定についてでございます。その概略については、平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 107 万 8,839 円に対し、歳出総額 43 万 9,060 円で、歳入歳出差引で 63 万 9,779 円の繰り越しとなったところであります。

以上、議案第 41 号から第 45 号までの提案概要の説明とさせていただきます。詳細については総務課長をもって説明をさせますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） それでははじめに、平成 29 年度の一般会計決算の概要について、決算書をもとに説明させていただきます。決算書には、前年度額あるいは前年度比などは記載されていませんが、前年度との比較が一つの判断になると思いますので、説明させていただく中で補足的に申し上げたいというぐあいに思います。

まず、歳入についてご説明申し上げますので、決算書の 2 ページをご覧ください。歳入総額については、収入済額 26 億 8,827 万 9,510 円で前年度比 4 億 6,616 万 9,000 円、21 パーセントの増となっております。

款ごとに、主なものを説明しますので決算書の 5 ページをご覧ください。第 1 款村税の収入済額は 9 億 2,313 万 2,259 円で、前年度並みとなっております。村民税が 2 億 3,183 万 8,284 円、前年度比 1,026 万 6,000 円、4.6 パーセントの増となっておりますけれども、村民の所得割や法人均等割が伸びたものの、固定資産税が 6 億 5,557 万 7,980 円で前年度比 1,535 万円、2.3 パーセントの減と、償却資産の減となったことにより、前年度並みとなったことが主な要因でありま

す。

その他は、軽自動車税が 5.1 パーセントの増、たばこ税は 26.6 パーセントの増、入湯税は 14.8 パーセントの減となっています。

なお、村税全体の徴収率につきましても前年度並みとなっています。

次に 7 ページをご覧ください。第 11 款分担金及び負担金の収入済額ですけれども、1 億 1,285 万 7,487 円で、前年度比 2,710 万 3,000 円、31.6 パーセントの増となっております。これは生活支援アドバイザーの設置に伴う南部箕蚊屋広域連合負担金、並びに特定教育・保育施設等給付にかかる保育料負担金の増が主な要因であります。

次に 11 ページをご覧ください。第 15 款財産収入の収入済額は 1,357 万 1,083 円で、前年度比 627 万 5,000 円、86 パーセントの増となっております。これは米子市との共有地を大山どりへ売却したことによる増が主な要因であります。第 16 款寄附金の収入済額は 1,998 万 5,507 円で、前年度比 1,838 万 2,000 円、47.9 パーセントの減となっておりますが、これは総務省からの通達により返礼品の割合を 3 割以下としたこと、また、地震の影響などが主な要因であります。

次に 12 ページをご覧ください。第 19 款諸収入の収入済額は 5,258 万 7,056 円で、前年度比 3,180 万 6,000 円、153.1 パーセントの増となっております。これは繰越事業における小学校への太陽光発電設備の設置が主な要因であります。

次に 13 ページをご覧ください。第 20 款村債の収入済額は 5 億 6,198 万 4,000 円で、前年度比 3 億 2,699 万 6,000 円、139.2 パーセントの増となっています。これは土地開発公社にかかる公共用地先行取得等事業、並びに繰越事業における小学校体育館の空調整備にかかる緊急防災・減災事業、学校教育施設等整備の増が主な要因であります。

その他は、全体的に大きな変動はありませんでした。

つづいて、歳出の概要について申し上げます。4 ページをご覧ください。歳出総額については、支出済額 25 億 6,168 万 2,052 円で前年度比 3 億 6,769 万 1,000 円、16.8 パーセントの増でありました。

款ごとに、主なものを説明しますので、決算書の 15 ページをご覧ください。第 2 款総務費の決算額は 8 億 1,637 万 9,588 円で、前年度比 1 億 8,574 万 3,000 円、29.5 パーセントの増となっています。これは、繰越事業のマイナンバー導入ネットワーク分離が完了し減となったものの、最終年度となる土地開発公社経営健全化計画に基づく公有財産購入費に伴う増が主な要因であります。

次に 25 ページをご覧ください。第 5 款農林水産業費の決算額は 7,796 万 7,278 円で、前年度比 1,139 万 1,000 円、17.1 パーセントの増となっています。これは、農業委員会事務局の職員配置

に伴う人件費の増、また、がんばる農家プラン事業や農業者トレーニングセンターの屋根等修繕工事に伴う運営費の増などが主な要因であります。

次に 28 ページをご覧ください。第 7 款土木費の決算額は 7,996 万 7,012 円で、前年度比 2,641 万 5,000 円、24.8 パーセントの減となっています。これは、除雪委託料や道路橋梁補修工事に伴う道路橋梁費、公共下水道繰出金の減などが主な要因であります。

次に 30 ページをご覧ください。第 9 款教育費の決算額は 3 億 1,382 万 6,530 円で、前年度比 1 億 372 万 4,000 円、49.4 パーセントの増となっています。先ほども説明しました小学校の空調整備等の小学校費の増が主な要因であります。

次に 35 ページをご覧ください。第 10 款公債費の決算額は 2 億 3,024 万 6,029 円で、前年度比 4,423 万 1,000 円、23 パーセントの増となっていますが、これは土地開発公社にかかる繰り上げ償還に伴う元金の増が主な要因であります。同じく第 11 款諸支出金の決算額は 2,335 万 8,577 円で、前年度比 1,826 万 5,000 円、43.9 パーセントの減となっています。夢はぐくむ村づくり基金への積立金の減が主な要因であります。

以上で、一般会計の決算概要説明とさせていただきます。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計決算の概要について説明いたします。

歳入について決算書 43 ページをご覧ください。歳入総額は、調定額 4 億 9,024 万 808 円に対し、収入済額は 4 億 7,522 万 2,107 円で前年度比 1,166 万 8,000 円、2.4 パーセントの減、収入未済額は 1,491 万 8,701 円となっています。

主なものを説明します。46 から 48 ページをご覧ください。第 1 款国民健康保険税が 7,614 万 769 円で構成率 16 パーセント、第 3 款国庫支出金は 8,437 万 6,309 円で 17.8 パーセント、第 6 款前期高齢者交付金が 1 億 3,297 万 1,866 円で 28 パーセント、第 7 款共同事業交付金は 7,182 万 3,323 円で、15.1 パーセント、第 10 款繰入金が 6,939 万 3,584 円で 14.6 パーセントとなっております。

国民健康保険税の徴収率は 83.5 パーセント、昨年度の 82 パーセントと比べると 1.5 ポイント上がっております。これは、滞納分の徴収率は下がったものの、一般被保険者並びに退職被保険者等の現年分の徴収率が上がったことが影響しております。引き続き、徴収ネットを中心とした各課の連携を密に、更なる徴収率の向上に努力してまいります。

次に歳出について決算書 44 ページをご覧ください。歳出総額は、予算現額 4 億 7,924 万 5,000 円に対しまして、支出済額は 4 億 6,810 万 9,015 円で前年度比 975 万 5,000 円、2 パーセントの減であり、不用額が 1,113 万 5,985 円、予算執行率は 97.7 パーセントで昨年度より 3.4 パーセント増となっております。

主なものを説明しますので、50 から 53 ページをご覧ください。第 2 款保険給付費が 2 億 5,768 万 7,544 円で構成率 55 パーセント、第 6 款共同事業拠出金が 7,990 万 1,311 円で構成率 17.1 パーセント、第 8 款積立金が 5,002 万 2,925 円で構成率 10.7 パーセントとなっております。

なお、歳出全体で最も多く支出しております保険給付費を、前年度の保険給付費支出済額と比較してみますと 6,704 万 5,000 円、20.6 パーセントの減となっております。これは入院等医療費が減少したことが伺えます。併せて、県一本化に伴います激変緩和措置にかかる基金積立により積立金が大幅に増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計決算の概要について説明いたします。決算書 55、56 ページをご覧ください。

55 ページの歳入につきましては、調定額 4,332 万 7,072 円に対し、収入済額は 4,307 万 1,522 円で前年度比 315 万 8,000 円、7.9%の増、未収入額は 25 万 5,550 円となっております。未収入額は、普通徴収保険料において、年度内に支払いが完了しなかったことが原因となっております。

56 ページの歳出につきましては、予算現額 4,387 万 4,000 円に対しまして、支出済額は 4,305 万 8,482 円で、前年度比 315 万 8,000 円、7.9 パーセントの増で、予算執行率 98.1 パーセント、不用額は 81 万 5,518 円となっております。59 ページの第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金が 4,219 万 6,672 円で、構成率 98 パーセントと歳出のほとんどを占めております。

次に、公共下水道事業特別会計決算の概要について説明いたします。歳入について決算書 61 ページをご覧ください。歳入総額は、調定額 1 億 2,617 万 129 円に対し、収入済額は 1 億 2,202 万 4,375 円で前年度比 4,306 万円、26.1 パーセントの減、徴収率は 96.5 パーセントで、収入未済額は 386 万 6,380 円となっております。

主なものは、63 ページをご覧ください。第 2 款下水道使用料であります使用料及び手数料は、調定額 7,037 万 835 円に対しまして収入済額 6,622 万 5,081 円、徴収率 94.1 パーセント、収入未済額 386 万 6,380 円となっております。前年度比で徴収率は 1.7 ポイント上がったところであります。徴収率を伸ばすためには、現年分が未収入とならない対策が必要でありますので、他の税とあわせ徴収ネットの強化を含め対策を練っていきたいと考えます。

歳出について決算書 62 ページをご覧ください。歳出総額は、予算現額 1 億 2,649 万 9,000 円に対し、支出済額は 1 億 2,194 万 2,016 円で前年度比 4,297 万 2,000 円、26.1 パーセントの減、予算執行率 96.4 パーセント、不用額は 455 万 6,984 円となっております。主なものは、64 ページをご覧ください。第 1 款公共下水道費のうち王子製紙東側の公共下水道 14 号線新設事業の工事の完了に伴う公共下水道建設費の減が主な要因となっております。また、65 ページの

第2款公債費では、償還が終了したことなどによる元利償還金の減が主な要因となっています。

最後に、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計決算の概要について説明いたします。

歳入について決算書67ページをご覧ください。歳入総額は、調定額107万8,839円に対し、収入済額は同額となっています。主なものは、69ページの第1款分担金及び負担金62万5,060円で、各町村からの負担金や事象のあった町からの負担金であります。また、第3款諸収入41万3,779円で、前年幹事町からの引継金であります。

歳出について決算書68ページをご覧ください。歳出総額は、予算現額108万円に対し、支出済額は43万9,060円で、予算執行率40.7パーセント、不用額は64万940円となっております。これは、70ページの第1款総務費で、事象のあった案件についての審査会の開催に伴う報酬や費用弁償が主なものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第40号から第44号までの決算書の補足説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。決算にかかる議案については、提案説明が終わりましたので、監査委員の審査報告を求めます。

本来ですと、岡嶋代表監査委員会からの報告となりますが、都合により欠席ですので議会選出の三島監査委員からの報告となります。

三島監査委員をお願いします。

○監査委員（三島 尋子君） 監査委員の三島でございます。本日、岡嶋代表監査委員が所用のため出席できませんので、わたくし三島から平成29年度各会計の決算審査報告をいたします。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、審査に付されました平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算のほか特別会計3件につきまして審査報告をいたします。

審査は、去る7月24日から26日までの3日間、識見監査委員の岡嶋代表監査委員とともに事務局立会いのもと、各担当課長及び職員の出席をえて実施いたしました。その結果審査に付された平成29年度一般会計歳入歳出決算書並びに国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算書、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査特別会計及び各会計の付属書類は関係法令に準拠して調整されておりました。かつ、これらの係数は関係諸帳簿証拠書類と符合し、正確適正な決算であることを認めました。

次に各会計の決算状況について報告いたします。

はじめに一般会計について、平成 29 年度一般会計決算歳入額は、26 億 8,827 万 9,510 円、前年度対比で 21 パーセントの増、歳出額は 25 億 6,168 万 2,052 円で前年度対比 16.8 パーセントの決算額であります。歳入歳出差引額は 1 億 2,659 万 7,458 円となり、一般会計実質収支額は、翌年度への繰り越し事業費 43 万 4,000 円を差し引き 1 億 2,616 万 3,000 円の黒字になっております。

歳入の決算状況は、予算現額 26 億 7,326 万 7,000 円に対し、調定額は 27 億 751 万 274 円、決算額は 26 億 8,827 万 9,510 円でした。調定額に対する収入割合は 99.3 パーセントであり、1,877 万 6,939 円が収入未済額となっております。

収入未済の主なものには村民税 9,925 万 512 円、固定資産税 731 万 680 円、保育料負担金 111 万 3,925 円、生活保護費返還金 79 万 6,097 円であります。

また、不能決算額が 11 件 45 万 3,825 円計上されております。収入未済につきましては、その要因と理由をしっかりと把握すること、また、不納欠損処分についても税の公平性を念頭におき、事務的な取扱いにならないよう徴収率の向上に努めていただきたいと思います。

歳入決算額のうち、自主的財源の占める割合は 47.7 パーセント、前年度対比で 7.1 パーセント下がっています。これは依存財源である村債の大幅な増と、年々増加傾向にある地方交付税の伸びが起因しているものと考えられます。財政規模の本村では、大きな事業に取り組むなど予算規模が膨らみますと、自主的比率は大きく影響を受けます。引き続き健全な村財政の構築のために、機動的・効率的な財政運営に努めていただきたいと思います。

歳出の決算状況は、予算現額の 26 億 7,326 万 7,000 円に対し、歳出決算額は 25 億 6,168 万 2,052 円です。翌年度繰越額 43 万 4,000 円、不用額 1 億 1,158 万 4,948 円計上されており、執行率は 95.8 パーセントでありました。歳出は、前年度比 3 億 6,700 万円余の増となっております。増額となった大きなものは、平成 29 年が最終年度となります土地開発公社の健全化計画に基づく用地取得にかかる総務費の増や、教育費の小学校大規模改修工事及び防災・減災事業を実施、その他教育環境が大きく改善されたことによるものです。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について報告いたします。歳入決算額は、4 億 7,522 万 2,107 円で、前年度対比 2.4 パーセントの減、歳出決算額は 4 億 6,110 万 9,015 円で、前年度対比 2 パーセント減となっております。実質収支は 711 万 3,000 円の黒字であります。

歳入決算については、予算現額 4 億 7,924 万 5,000 円に対する調定額は、4 億 9,024 万 808 円で歳入決算額は 4 億 7,522 万 2,107 円であります。調定額に対する収入割合は 96.9 パーセントで、収入未済額が 1,491 万 8,701 円、そして不納欠損額 1 件 10 万円が計上されております。

歳出の主なものは、保険給付費 2 億 5,768 万 7,544 円、後期高齢者支援金 4,188 万 6,091 円、協同事業拠出金 7,990 万 1,311 円などです。今年度から持続可能な医療保険制度を構築するために、国民健康保険事業の運営主体が鳥取県に一本化されました。この県一本化への対応として 5,000 万円が、国民健康保険事業運営基金に積み立てられています。国や県の動向を注視し、決算補てんのための基金繰入、一般会計からの繰入れについては解消、減額に努めていただきたい。

次に、後期高齢者医療特別会計について報告いたします。後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算額は 4,307 万 1,522 円、歳出決算額は 4,305 万 8,482 円で、歳入歳出とも前年度対比 7.9 パーセントの増となり、実質収支額は 1 万 3,000 円の黒字となっています。歳入の決算については、予算現額 4,387 万 4,000 円に対する調定額は、4,332 万 7,072 円、歳入決算額 4,307 万 1,522 円です。調定額に対する収入割合は、99.4 パーセントであり、収入未済額が 25 万 5,550 円計上されております。歳出の決算状況は主に広域連合への給付金で、4,219 万 6,672 円支出されております。前年度と同様な決算状況であります。後期高齢者医療制度は鳥取県で広域連合を組織し、市町村と事務を分担しながら運営されております。被保険者の資格管理や保険料の徴収等については、市町村事務でありますので、制度説明など今後も丁寧な対応に努められるようお願いいたします。

次に、公共下水道事業特別会計について報告いたします。公共下水道事業特別会計の歳入決算額は 1 億 2,202 万 4,375 円、歳出決算額は 1 億 2,194 万 2,016 円で、歳入歳出ともに前年度対比 26.1 パーセントの減となりました。実質収支額は、8 万 2,000 円の黒字となっております。歳入の決算について、予算現額 1 億 2,649 万 9,000 円に対する調定額は 1 億 2,617 万 129 円、歳入決算額は 1 億 2,202 万 4,375 円です。調定額に対する収入割合は 96.7 パーセントであり、収入未済額 386 万 6,380 円、そして不納欠損額 4 件 27 万 9,374 円が計上されております。今後は、不納欠損が生じないように引き続き収入未済額の縮減に努めていただきたい。歳出の決算については、下水道施設、汚泥処理施設の維持管理費 4,181 万 1,615 円と公債費の元利償還 5,461 万 2,966 円が主な支出であります。今後は埋設汚水管渠の維持、修繕費の平準化を図るために中長期的な更新計画の策定が求められます。今後よりいっそうの効率的な下水道事業運営を図られるようお願いいたします。

次に、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計について報告いたします。鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計の歳入決算は、107 万 8,839 円、歳出決算額は 43 万 9,060 円で実質収支は、額は 64 万円の黒字となっております。平成 29 年度は、情報公開

に関する諮問が1件あり、7回の審査会が開催されております。そしてそれに伴う報酬、費用弁済額が支出されております。本会計は関係町村からの負担金で運営され、西部町村自治体が2年ごとに事務を担当し、運営は西部町村会事務局が行っております。日吉津村は平成29年度に前任の南部町から引き継ぎ30年度までを担当するものです。

次、総論として意見を申し上げたいと思います。以上一般会計の各会計いずれも係数は正確であり、従来から取り組んできた財政の健全化を今後も図られ、維持されるよう期待するものです。

以下、4点ほど意見を加えさせていただきます。

1点は平成27年度策定された日吉津村地方創生総合戦略は中間年度を迎え、子育て支援や移住定住などを中心的課題として取り組まれております。子育て支援では、日吉津村版ネウボラとして系統立てた支援が確立され、まだ、移住定住施策についても、村が実施した宅地可能地の掘り起しにより、新築家屋の建設が進んでいます。地方創生の取り組み成果が表れているものと評価いたします。

2点として、税の徴収事務について申し上げます。年々収入未済額がふくらんでおります。収入未済については、その要因と理由をしっかりと把握する必要があります。滞納対策としては、徴収ネットを活用し、税の公平性を再度認識し徴収率の向上に努められたい。不納欠損においても、法人村民税で裁判所への公布要求も行わず、欠損処分した事例が見受けられました。安易な不納欠損は行わず、秘録納税者に説明できるところまで粛々と進めた上で行っていただきたい。

3点目としまして、財政に関する調定事務について申し上げます。調定額と予算額が大きく解離している事例が見受けられました。調定額の算定、時期、手続の適正化、また、調定漏れはないか今一度留意し、予算執行は調定という裏づけがあってできるという調定の事務の大切さを再認識していただきたい。

4点目としまして、公共事業の入札事業に関しまして、予定価格を定めない落札者を決定している事例や、指名業者の選定が不明瞭な案件が見受けられました。指名業者の選定基準を定めると透明性、公平性、競争性が確保できる入札制度の更なる確率に努めていただきたい。結びに今後も引き続き行政運営の健全化に努力し、第6次総合計画、一人1人がかがやき夢はぐくむ村づくりの実現に向け、村民の付託に応えられるよう期待し、平成29年度日吉津村歳入歳出決算審査報告といたします。

○議長（山路 有君） ご苦労さまでした。本日は欠席ですが、岡嶋代表監査並びに議会選出の三島監査委員さん、大へんお世話になりました。ありがとうございました。

以上で、決算審査報告を終わります。

日程第20 議案第46号

○議長（山路 有君） 日程第 20、議案第 46 号日吉津村教育委員の選任についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） 議案第 46 号は日吉津村教育委員会委員の選任についてであります。日吉津村教育委員会委員音田純子氏が、平成 30 年 9 月 30 日をもって任期満了となることに伴い、引き続き平成 30 年 10 月 1 日から平成 34 年 9 月 30 日までの 4 年間再任したく議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案第 46 号の提案説明でございますので、よろしくご審議、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。次の本会議は、9月6日木曜日、午前9時から一般質問を行います。議場にご参集願います。ご苦労さまでした。

午後12時02分 散会
